

(別記様式)

令和7年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和8年2月6日
法人名 理事長氏名 理事長の確認印	社会福祉法人 光の家 理事長 松井 徳之
担当 (連絡先)	理事長 松井 徳之 (電話：0858-26-4228 ) (ファクシミリ：0858-27-0775 ) (電子メール： hikari3@able.ocn.ne.jp )

(記載注意事項)

- 1 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
- 2 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
- 3 是正又は改善関係書類を添付すること。

No	項目	指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
1	理事	令和7年6月28日の改選時点で、理事が定数を満たしていないため、早急に定数を選任すること。 また、令和5年6月に理事が1名欠員となっているが、長期にわたり補充がされていない。定款で定めた員数の三分の一を超えない欠員については、法的に明記されているものはないが、理事会の役割が十分に発揮できないおそれがあるため、速やかに新理事を選任することが望ましい。	欠員になっていた理事2名を選任しました。 これにより資産の総額及び理事長の変更登記を2月中に行います。	令和8年 2月
2	評議員会	評議員会の招集通知(令和7年3月24日付)が、開催日(令和7年3月30日)の一週間前までに発出されていない。 通知日と開催日は中7日間あけること。	招集通知について、今後は開催日の中7日前までに通知します。	令和8年 2月以降
3	借入金	銀行からの借入について、社会福祉法人光の家経理規程第39条第1項に定められた、借入れの理由及び返済計画に関する書類が作成されておらず、理事長の承認も確認できない。 今後は経理規程を遵守して事務処理を行うこと。	借入金について、借入れの理由及び返済計画を作成し、理事長の承認を得ました。今後も適切に事務処理を行います。	令和8年 2月以降

4	借入金	<p>運営資金の借入について、理事長専決 規程で多額ではない借入の権限が委任 されていないにもかかわらず、理事長専 決で借入を行っている。 借入については理事会で決議を受けら うえで行うこと。</p>	<p>借入金について、今後は理事会の 決議を受けて行います。</p>	<p>令和8年 2月以降</p>